

制 度	内 容	問い合わせ
児童手当	0歳～中学校修了前までの児童を養育している市内在住の方を対象に支給されます。(所得制限あり)	子ども子育て支援課 手当・医療助成係 市役所1階16番窓口 TEL 042-544-4193 FAX 042-546-8855
任意予防接種	6カ月～18歳(高校生3年生相当の年度まで)のお子さんの季節性インフルエンザワクチン、1歳～3歳未満のお子さんのおたふくかぜワクチンの予防接種費用を一部助成します。	健康課 健康係 昭和町4-7-1 あいぼっく1階 TEL 042-544-5126 FAX 042-544-7130
乳幼児医療費助成	小学校就学前までのお子さんを対象に医療費(保険診療)の自己負担を助成します。 (入院時の食事代、保険外診療分は対象外)	子ども子育て支援課 手当・医療助成係 市役所1階16番窓口 TEL 042-544-4193 FAX 042-546-8855
多子世帯一時預かり保育等利用者負担軽減補助	多子世帯のお子さんが一時預かり保育、病児保育、幼稚園預かり保育を利用する場合に負担する利用料金を軽減します。	子ども子育て支援課 子ども子育て地域支援担当 市役所1階17番窓口 TEL 042-544-4190 FAX 042-546-8855
私立幼稚園等園児保護者補助金	満3歳～5歳児を私立幼稚園に通園させている保護者を対象に世帯の市民税所得割課税額に応じて保育料の一部を補助します。(月額3,600円から10,100円)	子ども子育て支援課 子ども子育て支援係 市役所1階17番窓口 TEL 042-544-4189 FAX 042-546-8855
認可外保育施設利用支援補助金	認証保育所、家庭的保育事業、認可外保育施設(基準あり)を利用されている保護者を対象に契約保育料と市で定める標準時間の保育料との差額を補助します。 (上限20,000円から67,000円)	子ども子育て支援課 手当・医療助成係 市役所1階16番窓口 TEL 042-544-4193 FAX 042-546-8855
義務教育就学児医療費助成	小・中学生の児童を対象に、医療費(保険診療)の自己負担分を助成します。(通院については200円の自己負担あり。入院時の食事代・保険外診療分は対象外) (所得制限あり)	子ども子育て支援課 手当・医療助成係 市役所1階16番窓口 TEL 042-544-4193 FAX 042-546-8855
教育費の援助	公立の小・中学校に通学する子どものいる世帯で経済的な事情で教育費の支出が困難であると認められる世帯や生活保護世帯の保護者に対し、学用品費や校外活動費、給食費等の教育に係る費用の一部を補助します。	教育総務課 学務係 市役所2階2番窓口 TEL 042-544-5111 FAX 042-541-4337
給付型奨学金制度	経済的理由により高等学校等への就学が困難な方を対象に学資の一部を給付します。 (対象者基準あり 毎年10名)	
奨学金の貸付	経済的理由により高校や大学への進学が困難な方を対象に貸し付けを行っています。 (申込期間:高校生=1月 大学生=3月)	
受験生チャレンジ支援貸付	収入または所得が一定の基準以下の世帯の中学校3年生または高校3年生を対象に学習塾の受講料及び入学受験料の一部を無利子で貸し付けをします。また、高校・大学等に入学した場合は申請により貸付金の返済が免除されます。	昭島市福祉協議会 昭和町4-7-1 あいぼっく2階 TEL 042-544-0388 FAX 042-543-0003
学習サロン	市内在住の小中学生から高校生までの居場所を兼ねてボランティアの方々が家庭学習の一環として支援します。	
子ども食堂	食堂の開催や食材の提供等を行い地域のお子さんや保護者の方との繋がりを継続する取り組みを行っています。 (詳細は昭島市ホームページに掲載しています。)	子ども育成課 子ども育成支援担当 つつじが丘3-3-15 アキシマエンス校舎棟2階 TEL 042-519-5715

就学前  
～  
就学後

制 度	内 容	問い合わせ
児童扶養手当	18歳に達した年度末までの児童(障害を有する児童は20歳未満)を養育しているひとり親家庭の保護者を対象に児童扶養手当を支給します。 (所得制限あり)	子ども子育て支援課 手当・医療助成係 市役所1階16番窓口 TEL 042-544-4193 FAX 042-546-8855
児童育成手当	18歳に達した年度末までの児童(障害を有する児童は20歳未満)を養育しているひとり親家庭の保護者を対象に児童育成手当を支給します。(所得制限あり)	
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の保護者及び児童を対象に医療費(保険診療)の自己負担分を助成します。 (入院時の食事代、保険外診療分は対象外、所得制限あり、課税状況による自己負担あり) *市民税課税世帯の場合、医療費1割相当額の自己負担があります。	
母子及び父子福祉資金	都内に6カ月以上居住する20歳未満のお子さんを扶養するひとり親家庭の生活の安定と自立を図るため、各種福祉資金の貸し付けをします。	
自立支援教育訓練給付金	児童扶養手当受給者又は同等の所得水準であるひとり親家庭の父または母が就業を目的とした教育訓練講座(雇用保険法に基づく講座)を受講して修了した場合に受講料の一部を支給します。	
高等職業訓練促進給付金	児童扶養手当受給者又は同等の所得水準であるひとり親家庭の父または母の就職に有利となる国家資格の取得による生活を支援するため、4年間を上限とし給付金を支給します。	
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	家事や育児等に著しく支障のあるひとり親家庭に一定期間ホームヘルパーを派遣します。 (一定額の所得のある方は費用負担があります。)	
児童育成手当(障害手当)	愛の手帳1～3度程度の知的障害、身体障害者手帳1級・2級の身体障害者等の20歳未満の児童を扶養している方を対象に児童育成手当(障害手当)を支給します。(所得制限あり)	障害・慢性疾患等
特別児童扶養手当	20歳未満で心身に重度の障害のあるお子さんを養育している保護者の方を対象に、特別児童扶養手当を支給します。 (所得制限あり)	
障害児福祉手当	20歳未満で日常生活において常時の介護を必要とする重度の障害のあるお子さんを対象に、障害児福祉手当を支給します。(所得制限あり)	
重度心身障害者手当	次のいずれかに該当する方に重度心身障害者手当を支給します。(所得制限あり) ・重度の知的障害があり、日常生活で複雑な配慮を必要とする方 ・重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方 ・重度の肢体不自由で、両上・下肢とも機能が失われている方	
小児慢性特定疾病医療費助成	18歳未満の児童で対象となる疾患にかかり、かつ別に定める認定基準に該当している場合、各種健康保険を適用した医療費の自己負担額の一部を助成します。	
自立支援医療(育成医療)の給付	18歳未満の身体に障害を有する児童又は障害者疾患に係る治療を行わないと将来障害を残すと認められる児童で、手術などの治療により機能回復が見込まれる方が、指定医療機関での治療を受ける場合、医療費を給付します。	
難病医療費等助成	国及び東京都が難病に指定した病気にかかり、かつ別に定める認定基準を満たしている方がその病気の治療をする場合に各種健康保険を適用した医療費の自己負担額の一部を助成します。	障害福祉課 障害福祉係 市役所1階13番窓口 TEL 042-544-5111 FAX 042-546-8855

